特殊詐欺連合捜査班運用要綱の改正について（通達乙）

（令和７年４月１日、組対発第132号）

【概要】

都道府県警察間の特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺に係る捜査連携の円滑化を促進させながら、首謀者、指示役等の中枢被疑者等に対する捜査等を一層強力に推進するための運用要綱を改めたものです。